

新型コロナウイルス(COVID-19)に対応した学校再開の要綱 VOL.4

近隣学区と官公庁の情報をもとに登校を伴う形態で学校が再開できると判断した際は、子どもたち・保護者の皆様・教職員の安全を守るため、本要綱を基に実施し、再開後は状況を分析して、改善に努める。

1. 学校再開の方針

文部科学省「学校の新しい生活様式マニュアル VO.3」、Los Angeles County Schools「A Planning Framework for 2020-21 School Year」、Los Angeles County Public Health「COVID-19 Industry Guidance: Schools and School-Based Programs」
「Decision Pathways for Symptoms and Exposure Screening of Children at Early Care and Education Centers and K-12 Schools」
「Reopening Protocols for K-12 Schools: Appendix T1_1016」 「Protocol for COVID-19 Exposure Management Plan in K-12 School」をもとに安全管理を行い、安心して継続して学習できる環境を保障する。

2. 安全管理について

(1) ソーシャルディスタンス ガイドラインに基づき、教育活動を実施する

- ①各机を6フィート開け、黒板に向けて配置する。12人以上の学級については、教室の棚等を撤去することで床面積を広げたり、NICC(図書館)や中庭を活用して授業を行う。教員と児童生徒の距離が6フィートを保てない箇所には、シールドを張る。
- ②登下校時、トイレ、手洗い場や校庭など、子どもたち同士の距離が6フィートになるよう、目印をつけたりシールドを張り、教員が監督する。
- ③校舎全体の出入り口の流れを整理し、児童生徒は、廊下を一方通行使用とする。尚、教員の廊下使用は両方通行とするが、児童生徒が通る際は6フィートを保つよう脇によけることとする。(4.(4)図参照)
- ④登校する人数の割合と学年などの対象は、LA保健局からの指示によって決まる。
- ⑤校庭にフラフープを置き、6フィート開けて下校時などに整列できるようにする。

(2) 飛沫が飛ぶ可能性、人と人が接触する機会の多い教育活動は登校時には行わない形態で開始する。

- ①音楽における「歌唱・器楽」、体育はDLで指導し、実技の習得度を把握する際は、ZOOMを活用して行う。
- ②昼食・調理実習のような、マスクを外す活動は行わない。
- ③理科の実験や従来のグループ活動は、グループを組んだ対面では行わない。
- ④集団活動(全校朝礼・委員会・掃除)や保護者参観を伴う行事は実施しない。

(3) 衛生管理

- ①児童生徒教職員は家を出る前に必ず検温を行い、健康チェック(グーグルフォーム)を提出してから登校する。本人と同居者の健康状態に問題がない(健康チェックに表記されている症状がすべてない)時のみ、登校できることとする。
- ②児童生徒教職員は、[マスク取り扱いガイダンス](#)(※)に従い、毎日清潔なマスクを着用した者のみ校舎内に入れることとする。また、予備の未使用マスクを1枚、記名した紙袋に入れて持参し、ご希望のご家庭のみフェイスシールドを着用してもよい。尚、児童生徒が体調不良になった場合は、学校が準備する医療用マスクを着用し、基本疾患のためにマスクの着用ができない場合は、担任に事前に相談する。(※One-way Valve Maskは使用しない)
- ③指導にあたる教職員は定期的にPCR検査を受ける
- ④手洗いの時間を設け、定期的に手を洗い、咳やくしゃみの直後にはサニタイザーで消毒するよう習慣づける。
- ⑤用具の共有はできるだけ避け、児童生徒が手を触れる場所や用具などは使用するごとに、共有で使用する箇

所については、LA 保健局のガイドラインに従って消毒する。

⑥十分な換気を行うために、教室のドアと窓は全開にし、扇風機を活用して換気を行う。

⑥不要不急の場合は、保護者の皆様と一般外部の校内への立ち入りは行わず、事務局と担任への問い合わせは電話・メール・ZOOM で行い、緊急の場合は、野外のガゼボで 6 フィートを保って面談する。校内や図書館などの室内に入る場合は、健康状態のアンケートに回答し検温を行い、マスクを着用していただく。

⑦分散登校期間は、図書館(NICC)を教室として使用するため、図書館一般開放は行わず、感染状況に沿って青空図書館のような形式で図書を貸し出しする。感染防止のため、貸し出した図書は 4 日間隔離後、書庫に戻す。

⑧登校中に健康チェックに記載した症状があった場合は、体調不良のお子さまを教室で安静に休ませ、該当学級の他の児童生徒を中庭に移動する。体調不良のお子さまについては、速やかな下校をお願いし、帰宅後主治医に相談の後、必要であれば PCR 検査を受け、結果を学校にご連絡いただく。尚、胸の痛みや、口びるの変色がある場合は、911 にすぐ連絡を取る。他の学級の児童生徒については、PCR 検査結果がでるまで、中庭を教室として登校し、学習を継続する。

⑨⑧が感染であったという検査結果がでた場合は、該当するご家庭に LA 保健局に提出する書類の記入をお願いする。該当学級については、数日間 DL に学習を切り替え、Department of Public Health と Acute Communicable Disease(ACD)に連絡をとり、濃厚接触者の調査や消毒等の指示を仰ぐ。学校は濃厚接触者とみなされるご家庭に連絡し、PCR 検査を受けていただく流れを確認し、関係する児童生徒の情報を LA 保健局の指定用紙に記録して提出する。

⑩⑧⑨の対応は LA 保健局の指示をまとめた添付資料 p6-7 に従い、学校が保護者に次の対応を伝えていく。

(4) 差別のない安心した環境づくり

①学校は、氏名や病状などを含む身体に関する個人情報的一切開示しない。

②体調不良の児童生徒教職員への差別が起こらないよう、道徳教育に重点をおいて指導を行う。

③養護教諭を中心に、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身につけるように指導を行う。

3. Hybrid 中でも DL で受講する手続

下記のいずれの場合も、手続きを行うことで欠席とせずに、教室での授業を録画したビデオなどを活用して、学習できるよう配慮する。(学校文書としての正式書類「要録」では出席停止と表記)

(1) 基本疾患(呼吸器疾患・心不全・糖尿病等)があることで新型コロナウイルスが重症化するリスクが高い児童生徒については、学校再開時までには主治医の見解を示す書類の提出をお願いする。

(2) 感染等が不安で登校を希望しない家庭については、担任と授業の受講方法について打ち合わせを行い、書類提出を行っていただく。

(3) 一時帰国の児童生徒については、一時帰国に関わる書類をご提出いただく。二重在籍の場合は該当校、または教育委員会と本校とで連携を取る。

(4) 連邦・州政府またはロサンゼルス市が指定する諸外国へ渡航する場合は、旅行届を提出し、米国入国から 2 週間を自宅待機とする。

(5) Hybrid 開始時から 1 か月後に、すべての受講を DL に切り替えたい場合は、(またはその逆の変更を希望の場合は)、月末までに担任と事務局に連絡し、授業料の調整を別途行う。但し、受講形態の変更は 1 度だけとし、その後の変更は行わない。

4. 欠席の定義と連絡方法・Hybrid を DL に切り替える場合について

(1) Hybrid 登校を欠席する場合は、健康チェックの下段に「～のため」と理由を記して保護者が連絡する。

(2) 全ての教科を DL で受講する場合は、Google Classroom へのアクセスが全くない状態を欠席とみなし、事前に欠席連絡をする場合は、プライベートコメントやメールにて直接担任にを行うこととする。尚、欠席連絡は保護者が行う。

(3) 担任が体調不良のため、その日の授業をすべて DL に切り替える場合は、7:30 までにメールやテキストでご家庭に連絡をする。

(4) 教科担任が体調不良で登校できない場合は、担任等が教室で監督して、教科担任が準備した授業を行う。

(5) 担任や教科担任が長期にわたり体調不良となり、指導ができない場合は、代講が DL で指導する。この際、1 学期の指導が指定時数より少なかった理科・家庭科・体育・音楽などに切り替えることも検討する。

(6) 添付資料 p6 に従い、教員が Hybrid 登校による指導が可能かどうかを判断し、保護者連絡する。

(7) 7 月 24 日発行の LA 保健局の規定により、基礎疾患等のため在宅勤務となる教員の教科についても、DL での指導とする。

5. 休校の判断と期間

LA 保健局の規定により、下記の場合、全学年を対象に休校とする

(1) 2 週間以内に LAUSD 内の 25%以上の学校が感染のため休校となった場合+(2) 本校にて学年を超えて複数の感染が発生した場合

(3) 2 週間以内に本校にて 6 名の感染が発生した場合

6. 段階的な登校について

(1) 方針

① 登校にそなえ、児童生徒が精神面と生活習慣を整えられるよう事前指導を行う。

② 10 月 16 日(金)に LA 保健局の Cohort(小グループ)の規定が下記のように改訂された。

- ・ 12 名以下の Cohort が、決められた指導者 2 名以下とすべての活動を共にする
- ・ 異なる Cohort が接触しないように 1 日の活動を行う
- ・ 指導者は異なる 2 つの Cohort を指導することができる

③ 10 月 16 日(金)に LA 保健局の教育活動の規定が下記のように改訂された。

- ・ 学校は全校児童生徒数の 25%をその期間に許容されている教育活動で登校させることができる
- ・ 現時点で許容されている教育活動は「特別登校」のみで、特別登校とは、下記の 4 種類である

「特別支援・DL での指導に個別支援が必要な場合・指導目標を明確に定めた支援」「試験」「K-2 の Waiver Program が許可された場合の授業」「Day Care または Child Care (本校の年少・年中)」

④ 11 月 24 日(火)に K-2 年のための Waiver Program が許可された。但し、現時点で州政府による Limited Stay at Home Order が発令されているため、K-2 年は特別登園・特別登校として変則的な登園登校を実施します。

⑤ 主要 5 教科(国語・算数/数学・生活科・社会科・理科・中学部英語・道徳)を教室で受講する。

⑥ 上記以外の教科(ELD・ART・MUSIC・体育・学級活動等)を DL で学習する。ELD・MUSIC・ART は、課題投稿だけでなく、ZOOM 授業とセットにして指導することで、児童生徒が教員に直接質問できるようにする。学年合同で行う ZOOM アートについては必要と思われる場合、支援員が授業に参加する。

⑦ 小学部高学年と中学部については、DL の時間に補習の演習を自習で行えるように課題を指示し、その解説を教室で行うことで、補習の指導とする。

⑧ 中学部は午前中の DL のみ 45 分の短縮校時とし、登校して受講する授業はすべてを 50 分授業で行う。

⑨ 自宅で児童生徒が DL 学習を行っている時間を、教室や教具の消毒などの学校整備の時間に充てる。

⑩ 2 学期以降の行事については、「2 安全管理」に基づき、形式を変更して実施できるかを検討する。

⑪ 分散登校時の授業時数は、補習以外、通常の時数分を確保し、学習進度が遅れないようにする。

⑫ LAS テストを受験していない場合は、学校が ABC のレベル別を暫定的に決め、通常の ELD を開始する。当の間、英検としての時間は設置しないが、ELD の授業の中で、英検対策や模試受験を行う。

⑬ 漢検は、実施時期の LA 保健局の規定に従って要綱を作成し、試験実施に関わらず漢検の学習を行う。

⑭ 月 1 回の職員会議日や特別行事の日は特別校時ですべての授業を DL にて実施する。

(2) 特別登校

下記の教育活動は、感染状況によって実施するかどうかを判断する

① テストや試験

- ・ 中学部の定期考査や小学部の単元テストなどを、登校して受験できる選択を設ける
- ・ 実技教科のテストや課題提出のために登校する

② 個別支援

- ・ 個別支援は、通常の教科指導に過度な影響が及ばないように計画する
- ・ 支援目的と回数を明確にし、保護者と本人が登校を希望するかどうか検討する
- ・ 登校人数の規定にそって曜日と時間を決め、数時間登校して個別に支援をうける

③ K-2 年の Waiver 登校

- ・ K-2 年生のみが登校する期間の Waiver 登校は、基本、週 3 回の午前(月・水・金)とする。但し、曜日については、変更になる場合がある。
- ・ 持ち物など詳細については、各学級から連絡する。

(3) 全学年の分散登校

3 年から 9 年も登校が可能になった場合は下記のように登校を分散させる。

- ① 25%の指定がある場合は、「K-2 年」「3・4 年」「5・6 年」「中学部」のグループに分けて登校させ、6 年生の校時を変更して午後登校とする
- ② Cohort の上限を超える学年は、2 つのグループに分けて指導する

(4) 校時表一覧

① K-2 年のみ Waiver 登校する期間

1・2 年生

登校	8:10 ~ 8:20
手を洗う時間	8:20 ~ 8:25
朝の会	8:25 ~ 8:30
1 時間目	8:30 ~ 9:15
2 時間目	9:25 ~ 10:10
手を洗う時間	10:10 ~ 10:15
3 時間目	10:20 ~ 11:05
4 時間目	11:15 ~ 12:00
帰りの会	12:00 ~ 12:20
下校	12:25 ~ 12:30
5 時間目	13:20 ~ 14:05
6 時間目	14:15 ~ 15:00
7 時間目	15:10 ~ 15:55

② 職員会議日

小学部

朝の会	8:20 ~ 8:35
1 時間目	8:35 ~ 9:20
2 時間目	9:30 ~ 10:15
中休み	10:15 ~ 10:35
3 時間目	10:35 ~ 11:20
4 時間目	11:30 ~ 12:15
昼休み	12:15 ~ 13:20
5 時間目	13:20 ~ 14:05
6 時間目	14:15 ~ 15:00
7 時間目	15:10 ~ 15:55

中学部

朝の会	8:15 ~ 8:25
1 時間目	8:25 ~ 9:15
2 時間目	9:25 ~ 10:15
中休み	10:15 ~ 10:25
3 時間目	10:25 ~ 11:15
4 時間目	11:25 ~ 12:15
昼休み	12:15 ~ 13:25
5 時間目	13:25 ~ 14:15
6 時間目	14:25 ~ 15:15
7 時間目	15:25 ~ 16:15

③全学年の校時（分散登校開始後も含む）

- ・1・2年は登下校時刻が変更になる
- ・6年はDLだけで授業を受けている間は3・4年と同様の校時、分散登校開始後は5年と同様の校時となる

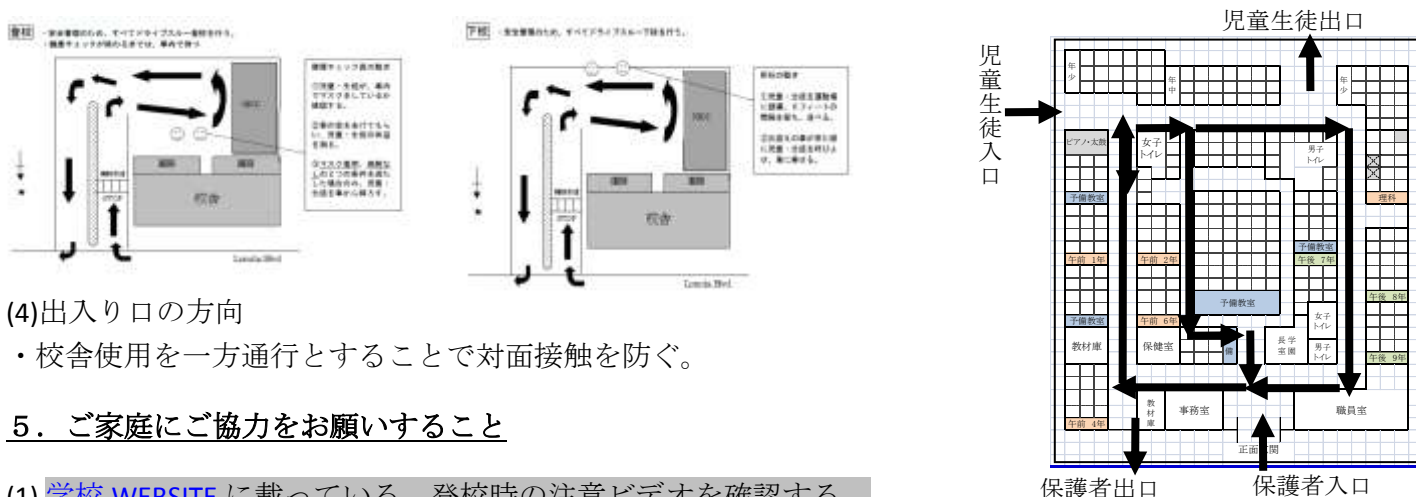
1・2年生		3・4・6年生		5・6年生		中学部	
登校	8:05 ~ 8:20	登校	8:00 ~ 8:15	1時間目	8:40 ~ 9:25	1時間目	8:40 ~ 9:25
手を洗う時間	8:10 ~ 8:20	手を洗う時間	8:05 ~ 8:15	2時間目	9:35 ~ 10:20	2時間目	9:35 ~ 10:20
朝の会	8:20 ~ 8:30	朝の会	8:15 ~ 8:25	3時間目	10:30 ~ 11:15	3時間目	10:30 ~ 11:15
1時間目	8:30 ~ 9:15	1時間目	8:25 ~ 9:10	NICC消毒	12:10 ~ 12:25		
2時間目	9:25 ~ 10:10	2時間目	9:20 ~ 10:05	登校	12:30 ~ 12:45	登校	12:25 ~ 12:40
手を洗う時間	10:10 ~ 10:15	手を洗う時間	10:05 ~ 10:10	手を洗う時間	12:35 ~ 12:45	手を洗う時間	12:35 ~ 12:40
3時間目	10:20 ~ 11:05	3時間目	10:15 ~ 11:00	HR	12:45 ~ 12:55	HR	12:40 ~ 12:50
4時間目	11:15 ~ 12:00	4時間目	11:10 ~ 11:55	5時間目	12:55 ~ 13:40	5時間目	12:50 ~ 13:40
帰りの会	12:00 ~ 12:10	帰りの会	11:55 ~ 12:05	6時間目	13:45 ~ 14:30	6時間目	13:50 ~ 14:40
下校	12:10 ~ 12:25	下校	12:05 ~ 12:20	手を洗う時間	14:30 ~ 14:40	手を洗う時間	14:40 ~ 14:45
				7時間目	14:40 ~ 15:25	7時間目	14:50 ~ 15:40
5時間目	13:20 ~ 14:05	5時間目	13:20 ~ 14:05	8時間目	15:25 ~ 16:20	8時間目	15:50 ~ 16:40
6時間目	14:15 ~ 15:00	6時間目	14:15 ~ 15:00	帰りの会	16:20 ~ 16:30	HR	16:40 ~ 16:45
7時間目	15:10 ~ 15:55	7時間目	15:10 ~ 15:55	下校	16:30 ~ 16:45	下校	16:45 ~ 17:00
				NICC消毒	16:45 ~ 17:00		

※ 3・4・6年と5分差をつけて、トイレ使用に集中しないように
※ 5年と中学部に兄弟がいる場合は、外で10-15分預かる

※ 理科があるので3・4・6年は同じ校時が良い
※ 5年と中学部に兄弟がいる場合は、外で10-15分預かる

(3) 登下校方法

- ①東側横断歩道ではなく NICC 側奥のゲートから下図のようにドライブスルー形式で登下校する。
- ②登校時は車中で待ち、担当教員が「マスク着用・最終体温の確認」を行って許可を得てから下車する。
- ③下校時は、担任が車まで児童生徒を誘導し、保護者は下車しないこととする。
- ④安全管理のため待機室は設けず、兄弟関係は遅い時間に合わせて来校していただき、校時の時差である 10-15 分間を担任と外でお迎えを待つ。
- ⑤担任に連絡がある場合は電話や ZOOM を活用し、登下校時に校庭などで時間をとって話すことは控える。



(4) 出入り口の方向

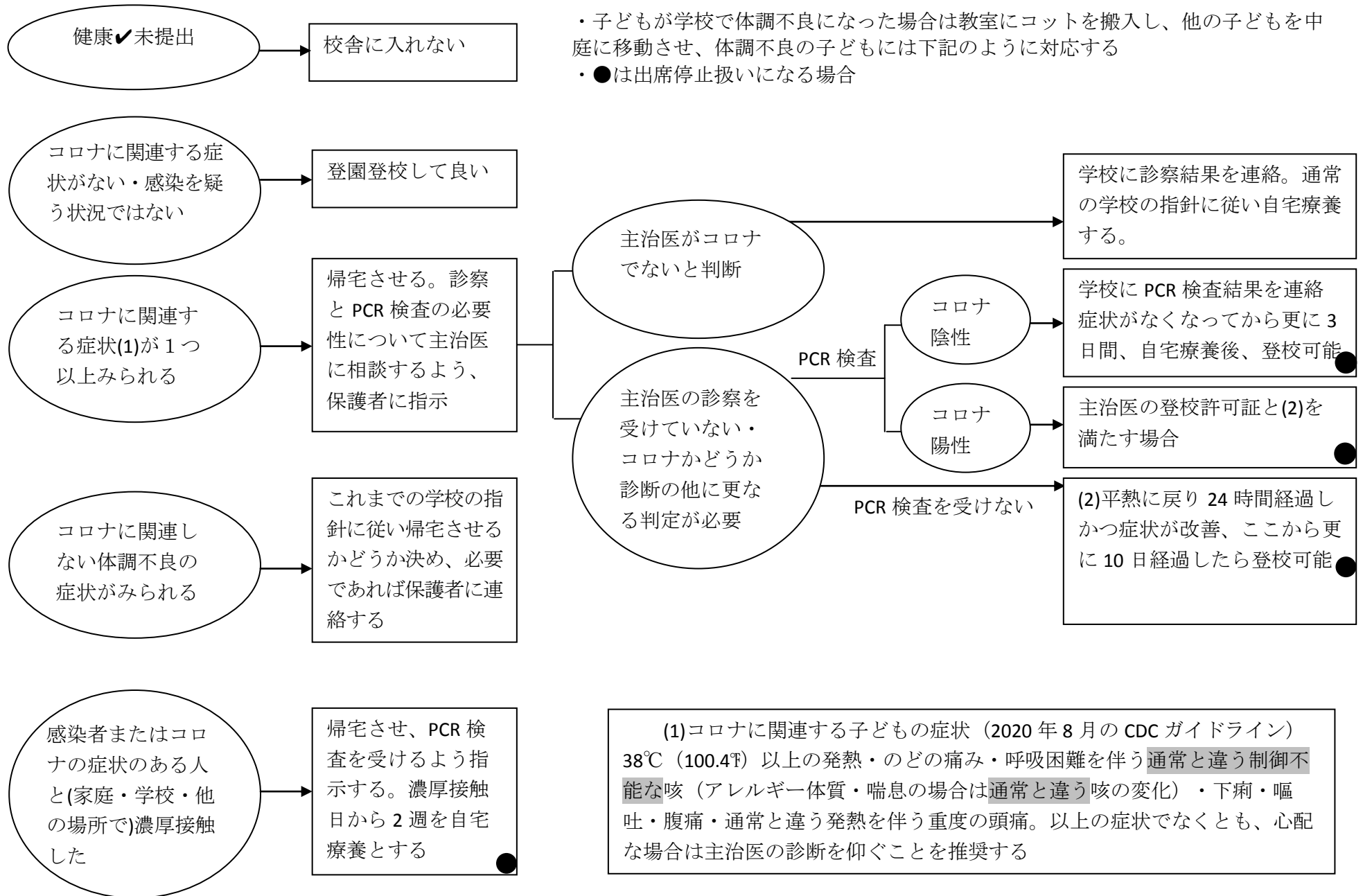
- ・校舎使用を一方通行とすることで対面接触を防ぐ。

5. ご家庭にご協力をお願いすること

- (1) [学校 WEBSITE](#) に載っている、登校時の注意ビデオを確認する。
- (2) 登校前に必ず検温し、下記の時間までに健康チェックを提出する。

午前登校の場合は 7:30AM まで・午後登校の場合は 12:00PM まで

- (3) 特別登校（試験・個別支援）の場合も、登校する 30 分までに健康チェックを提出する。
- (4) 長期の自宅待機で体力が落ちていることを考慮し、軽い体調不良でも無理をせず、登校を見合わせる。
- (5) 時間通りに登下校し、早く着いても車から下車しない。
- (6) ご家庭内で感染者または濃厚接触者がいらした場合は、学校まで至急ご連絡をいただく。
- (7) 学校再開までに、年齢ごとに指定されている予防接種を行い、学校再開時に用紙を事務局に提出する。
インフルエンザの予防接種を強く推奨する。
- (8) 緊急連絡先に変更がある場合は、事務局にお知らせいただく。
- (9) 状況が急変する場合に備え、学校からのメール連絡をお読みいただく。



学校で接触が起きた場合の濃厚接者への対応

添付資料 2

- ・濃厚接触者の定義：感染者と 1 日の合計で 15 分以上、6 フィート以内にいた者・コロナの症状のある者の体液や分泌物に直接接触した者
- ・●は出席停止扱いになる場合

